

総政企第 36 号
平成 29 年 2 月 23 日

統計委員会委員長
西村 清彦 殿

総務大臣
山本 早苗



諮問第 102 号

公的統計の整備に関する基本的な計画の変更について（諮問）

標記について、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 4 条第 6 項において準用する同条第 4 項の規定に基づき、公的統計の整備に関する基本的な計画を変更するに当たり、統計委員会の意見を求める。

「公的統計の整備に関する基本的な計画」の変更の諮問趣旨について

I 公的統計基本計画変更の趣旨及び背景

現行の公的統計に関する基本的な計画（以下「公的統計基本計画」という。）は、平成 26 年 3 月 25 日に閣議決定され、26 年度から 30 年度までの 5 年間の整備計画（第Ⅱ期）として作成された。

しかし、近年の社会経済状況の変化は目まぐるしく、ICTの進歩や経済社会のサービス化、シェアリング・エコノミーの進展など、この数年で大きく変化してきている。そのような中、経済財政諮問会議が平成 28 年 12 月 21 日に「統計改革の基本方針」を決定し、正確な景気判断を軸とした経済統計の改善や府省横断的な統計整備の推進、統計委員会・統計行政部門の強化等について、政府一体となって統計改革を推進することとされた。

このため、上記の課題及び公的統計整備に関する近年の取組の成果を踏まえ、現行の公的統計基本計画の変更を行い、平成 30 年度から新たな計画（第Ⅲ期）の下で公的統計の整備に取り組むこととしたい。

II 公的統計基本計画の変更に当たっての検討事項

公的統計基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとされている。

（統計法第 4 条第 2 項）

- 1 公的統計の整備に関する施策についての基本的な方針
- 2 公的統計を整備するために政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 3 その他公的統計の整備を推進するために必要な事項

次期公的統計基本計画の変更の検討に当たっては、現行の公的統計基本計画の進捗状況である平成 28 年度統計法施行状況報告や、「統計改革の基本方針」を踏まえ、別記の事項を中心に審議を行っていただきたい。

公的統計基本計画の変更に当たって審議を行っていただきたい事項

第1 公的統計の整備に関する施策についての基本的な方針

第2 公的統計を整備するために政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 経済関連統計の整備

- 国民経済計算に用いられる基礎統計の改善
 - ・生産面のGDP統計の充実に資する生産・投入構造の把握手法の検討
 - ・国民経済計算を軸とした経済統計の改善
- 国民経済計算の加工・推計手法等の改善
 - ・国民経済計算の四半期速報の精度向上等精度改善に向けた取組
- 経済統計の体系的整備のための経済構造統計の見直し
- 経済構造統計を軸とした経済統計の枠組みの再構築
- サービス産業の統計調査の整理・統合、調査内容の充実
- 生産物分類の構築、日本標準産業分類の見直し
- その他分野の経済統計の見直し

2 人口・社会、労働関連統計の整備

- 人口・社会統計の整備
- 労働統計の整備
- その他分野の人口・社会関連統計の見直し

第3 その他公的統計の整備を推進するために必要な事項

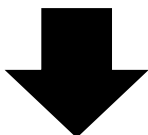
- 統計業務の業務効率化等
 - ・事業所母集団データベースの登録データの充実・活用の推進
 - ・行政記録情報・ビッグデータ等の活用等による景気動向把握の充実や統計精度向上、報告者負担の軽減
 - ・証拠に基づく政策立案（EBPM）の考え方を踏まえたPDCA活動を通し、統計の政策立案等への活用を推進
 - ・オンライン調査の推進などICTの活用による調査の効率化
- 統計リソースの抜本的見直し・充実
 - ・統計実施機関の体制強化
 - ・統計専門人材育成推進、各府省への支援強化
- 統計調査環境の改善
 - ・統計の作成・提供方法等に関するニーズの的確な把握と対応強化
 - ・公表早期化や地域別データの把握及び地域別公表区分の在り方等統計利用者の利便性の向上
 - ・統計リテラシー等の向上
- 統計データの有効活用の推進
 - ・調査票情報等の提供及び活用（個人情報保護にも配慮したオンサイト施設の充実等）
 - ・政府統計共同利用システム等による統計データの提供の推進
- 統計分野における国際協力及び国際貢献の推進
- 公的統計基本計画における統計改革の推進の充実

第Ⅲ期公的統計基本計画諮問審議スケジュール（案）

平成29年

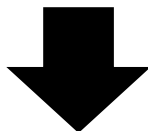
2月 統計委員会に次期公的統計基本計画の策定を諮問

（基本方針の具体化）



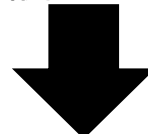
6月頃 統計委員会における次期公的統計基本計画策定の基本的な考

え方提示（経済統計中心）



9月頃 統計委員会における次期公的統計基本計画素案提示

（全体・中間報告）



10月頃 次期公的統計基本計画素案を基にしたパブリックコメント



12月頃 統計委員会における次期公的統計基本計画の策定に関する諮問の答申

統計法（平成 19 年法律第 53 号）

第四条 政府は、公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、公的統計の整備に関する基本的な計画（以下この条において「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 公的統計の整備に関する施策についての基本的な方針
- 二 公的統計を整備するために政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 三 その他公的統計の整備を推進するために必要な事項

3 基本計画を定めるに当たっては、公的統計について、基幹統計に係る事項とその他の公的統計に係る事項とを区分して記載しなければならない。

4 総務大臣は、統計委員会の意見を聴いて、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

5 総務大臣は、前項の規定により基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、総務省令で定めるところにより、国民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

6 政府は、統計をめぐる社会経済情勢の変化を勘案し、及び公的統計の整備に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、基本計画を変更するものとする。この場合においては、前二項の規定を準用する。